

三浦老人保健施設入所利用契約

令和 7 年 4 月 1 日改正

介護保険施設サービスについて

◇ 介護保険証の確認

説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

◇ ケアサービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば在宅にて生活していただける状態になるかという施設のサービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・契約者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただいております。

医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らし適切な医療・看護を行います。

介護：

施設サービス計画に基づいて実施します。

機能訓練：

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇ 生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

療養室：2 人室・4 人室

食 事：	朝食	8:00～
	昼食	12:15～
	夕食	17:15～

＊＊食事は原則として食堂でおとりいただきます。

入 浴：週に最低 2 回。ただし利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

夜 間：夜勤者 2 名（介護職員）で対応させていただきます。

◇ 他機関・施設との連帯

協力医療機関への受診：

当施設では、病院・診療所や歯科診療所に協力をいただいておりますので、利用の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

他施設の紹介：

当施設での対応が困難な状態になり、専門的な対応が必要になった場合には、責任をもって他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

◇ 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

なお、当施設には支援相談の専門委員として支援相談員（加藤）が勤務していますので、お気軽にご相談ください。 《電話 058—251—9038》

三浦老人保健施設のご案内

(令和6年4月1日現在)

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 三浦老人保健施設
- ・開設年月日 平成2年6月1日
- ・所在地 岐阜市鏡島精華3丁目17-5
- ・電話番号 058-251-9038 F A X 番号 058-251-9082
- ・管理者名 三 浦 宜 久
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(21-501-80020)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所していただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

「三浦老人保健施設の運営方針」

この施設は、地域における老人医療及び福祉サービスのキーステーションとして、存在価値が認められるような施設づくりを目標とし、次の各号に掲げる事項を重視して運営する。

- ◇ 明るく、健やかで生きがいのある生活が送れるよう全職員が「愛とヒューマニティ」に基づく思いやりの精神をもって、これらの実践に取りくむ。
- ◇ この療養のなかで、生きる歓びを感じ取れることと並びにリハビリテーションはレクリエーションなどの具現を指導方針とする。
- ◇ 職員の資質及び専門性の向上、また、運営への参加と連帯の意識を高揚し、施設の活性化と合理化運営を目指す。
- ◆ 施設における緊急治療など範囲を超える処置等を必要とする場合は、併設の三浦医院及び協力病院の平野総合病院・ほづみアドバンス歯科にて治療・処置及び収容等の措置を行う。

(3) 施設の職員体制

	医師	看護職員	薬剤師	介護職員	支援相談員	理学療法士 作業療法士	栄養士	介護支援専門員	事務職員	その他
常勤	1	6	1	14	2	2	1	1	3	2

(4) 入所定員等

- ・定員 60 名
- ・療養室 2 人室・・・2 室 4 人室・・・14 室

2. サービス内容

- ① 施設サービスの計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 理美容サービス
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金

(1) 基本料金

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は１日あたり単位数で１単位 1.027 円。）
- | | |
|---------|------------|
| ・要介護度 1 | 7 9 3 単位 |
| ・要介護度 2 | 8 4 3 単位 |
| ・要介護度 3 | 9 0 8 単位 |
| ・要介護度 4 | 9 6 1 単位 |
| ・要介護度 5 | 1 0 1 2 単位 |

* ただし、入所後 30 日間に限って、上記料金に 30 単位加算されます。

* 令和6年6月より介護職員処遇改善加算 所定単位数の7.5%

* 外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は362単位となります。

* ご利用者の容体が急変した場合、緊急時の所定の対応を行った場合は別料金をいただきます。

* 退所時指導等を行った場合は、下記の料金が加算されます。

- ・退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 500単位
- ・居宅介護支援事業者等と退所前から連絡し情報とサービス調整を行った場合 400～600単位

(2) その他の料金

食 費	1 日	1 8 0 0 円
居 住 費	1 日	6 1 0 円
日用生活費	1 日	3 0 0 円
教養娯楽費	1 日	2 1 0 円
洗 濯 代	1 日	3 0 0 円
理 美 容 代	1 回	1 9 0 0 円
行 事 費	その都度実費を頂きます。 2 5 0 円	

その他の費用

- ・個人的に使用する機器等にかかる電気代、 一品一日
電気毛布使用電気代 7 0 円 テレビ使用電気代 7 0 円 ラジオ使用電気代 3 0 円
- ・診療書等の文書の発行・・・実費

(3) 支払い方法

毎月 5 日までに前月分の請求書を作成しますので、その月の 12 日までにお支払いください。
支払い方法は、現金・銀行振込の 2 方法がありますので入所契約時にお選びください。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記医療機関・歯科医療機関の協力いただいています。

協力医療機関	名称	平野総合病院
	住所	岐阜市黒野 176 番地
協力歯科医療機関	名称	ほづみアドバンス歯科
	住所	瑞穂市馬場上光町 2-7-1

5. 施設利用に当たっての留意事項

◇ 面 会

面会時間は、毎日 9 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 までとし、食堂及び談話室を利用してください。面会時の飲食物の持ち込みは、入所者の健康を考えて、できるだけ少量でお願いします。

◇ 外出・外泊

外出・外泊の 2 日前までにナースステーションに届け出て、医師の許可を得てください。帰所の折りは、速やかにナースステーションに届け出てください。

◇ 火気の取り扱い

火災を起こさないよう注意を払うこと、特に喫煙については所定の場所で行い、ライター・マッチ等の火気類は、ナースステーションに預けてください。火災予防のため、電気器具の使用については、ナースステーションに届け出て許可を受けてください。

◇ 所持品

所持品については、すべての物に名前を書いてください。

所持品の収納は床頭台、整理棚のみを使用してください。

◇ 金銭・貴重品の管理

入所中、高額なお金の必要はありませんから、所持金はナースステーション、又は事務所でお預かりいたしません。

◇ 外泊時等の施設外での受診

入所中、（外出・外泊時の場合でも）、他医療機関に受診する際には当施設の紹介状が必ず必要なので申し出るようにしてください。誤って受診してしまった場合は、速やかにナースステーション、又は事務所まで連絡してください。

6. 非常災害対策

◆防災設備・・・消火器、火災通報設備 ◆防災訓練・・・年2回

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 事故発生時の対応

事故発生時には、速やかに警察署、消防署、医療機関、利用者の市町村介護保険課、利用者の家族に連絡をします。事故発生時の情報を収集すると共に、必要に応じて事故現場を保存する。

岐阜市役所に連絡します。介護保険課が行う、現場検証、聞き取り、特別監査等に協力すると共に、再発防止に努める。

岐阜中警察署 Tel058-263-0110

岐阜中消防署 Tel058-262-7165

岐阜市役所 介護保険課 Tel058-265-4141

入所の場合の利用者負担額

1 保険給付の自己負担額／1日（1単位 1.027円）

- ・ 要介護度 1 7 9 3 単位
- ・ 要介護度 2 8 4 3 単位
- ・ 要介護度 3 9 0 8 単位
- ・ 要介護度 4 9 6 1 単位
- ・ 要介護度 5 1 0 1 2 単位

* ご利用者の内容が急変した場合、緊急時に特定の対応を行った場合は特別料金をいただきます。

* 職員の増減により負担額が変更になることがあります。

2 利用料

* ①食費／1日 1 8 0 0 円

施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払い頂きます。

（但し、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払い頂く食費の上限となります。）

* ②居住費／1日 6 1 0 円

療養室をご利用された場合に頂きます。

（但し、居室費について負担限度額認定をうけている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日においてお支払い上限となります。）

* 上記①食費②居住費において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担については、別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。

② 日常生活費／１日 ３００円

石鹸、シャンプー、歯磨き粉、歯ブラシ、ティッシュペーパー、保湿剤、らくのみ、整髪剤、剃刀、バスタオルやフェイスタオルなどのタオル各種の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払い頂きます。

(これらを１日で集計しますとお１人３００円かかります。)

④教養娯楽費／１日 ２１０円

ボランティア、職員がするお楽しみ会等で参加者を募り、参加した人達が使用する折り紙、風船、輪投げ等遊具、CD レンタル、写真代、誕生会の品物、講師料、複写物、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払い頂きます。(これらを１日で集計しますとお１人２１０円かかります。)

⑤理美容代 １９００円

理美容をご利用の場合にお支払い頂きます。

① 行事費 ２５０円

喫茶に参加した人のみ、その都度実費を頂きます。

⑥ 私物の洗濯代／１日 ３００円

私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払い頂きます。

⑧その他の費用

個人的に使用する機械等にかかる電気代、１品１日

電気毛布使用電気代７０円 テレビ使用電気代７０円 ラジオ使用電気代３０円

診断料等の文書の発行 実 費

利用者自己負担額 (1 単位 1.027 円)

介護保険施設サービス費

介護度	1 日につき
要介護 1	7 9 3 単位
要介護 2	8 4 3 単位
要介護 3	9 0 8 単位
要介護 4	9 6 1 単位
要介護 5	1 0 1 2 単位

別途加算

項 目	1 日につき
サービス提供体制加算 I	2 2 単位
夜勤職員配置加算	2 4 単位
栄養マネジメント強化加算	1 1 単位
在宅復帰・在宅療養支援加算 (I)	5 1 単位
介護職員処遇改善加算 I	所定単位数×7.5%
療養食加算 (1 食)	6 単位
短期集中リハビリ実施加算(実施日)	2 0 0 単位/2 5 8 単位
褥瘡マネジメント加算 (I)	3 単位/月
科学的介護推進体制加算	6 0 単位/月
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 II	3 3 単位/月
初期加算 (入所日から 3 0 日まで)	3 0 単位/6 0 単位
安全対策体制加算 (入所時に 1 回)	2 0 単位

介護予防短期入所療養介護

介護度	1 日につき
要支援 1	6 1 3 単位
要支援 2	7 7 4 単位

短期入所療養費

介護度	1 日につき
要介護 1	8 3 0 単位
要介護 2	8 8 0 単位
要介護 3	9 4 4 単位
要介護 4	9 9 7 単位
要介護 5	1 0 5 2 単位

短期入所別途加算

項 目	1 日につき
サービス提供体制加算 I	2 2 単位
夜勤職員配置加算	2 4 単位
在宅復帰・在宅療養支援加算 (I)	5 1 単位
介護職員処遇改善加算 I	所定単位数×7.5%
項 目	その都度
療養食加算 (1 食)	8 単位
送迎加算 (片道)	1 8 4 単位
個別リハビリテーション加算	2 4 0 単位

実費負担額 (共通) 実費分のみ令和 7 年 4 月より改正

項 目	1 日につき	備 考
食 事 *	1 8 0 0 円	施設で提供する食事をお取りいただいた場合
居住費 (滞在費) *	6 1 0 円	療養室をご利用された場合
日常生活費	3 0 0 円	日常生活に使われる石鹸、ティッシュ、タオル等
教養娯楽費	2 1 0 円	お楽しみ会、写真代、講師料等
項 目	その都度	備 考
洗濯代	3 0 0 円/1 日	私物の洗濯を施設に依頼される場合
理美容代	1 9 0 0 円/1 回	理美容をご利用の場合
行事費	2 5 0 円	喫茶に参加した人のみ、その都度実費を頂きます
診断書等の文書発行	実 費	
個人的に使用する電気使用料 電気毛布使用電気代 70 円/1 日 テレビ使用電気代 70 円/1 日 ラジオ使用電気代 30 円/1 日		

* 食事、居住費 (滞在費) において、国が定める負担限度額段階 (第 1 段階から第 3 段階までの

ご利用者様の自己負担については、別紙資料をご覧ください。

利用者負担説明書

利用者負担段階と自己負担限度額						
対象者	負担段階	区分	負担限度額(1日当たり)			
			居住費		食費	ショートステイ
・世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が 市民税非課税	第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・預貯金等 1,000 万円 (夫婦は 2,000 万円) 以下	多床室	0	300	300
	第2段階	・前年の合計所得金額、 課税年金収入額、非課税 年金収入額の合計が 80 万 円以下の人 ・預貯金等 650 万円 (夫婦は 1,650 万円) 以下	多床室	370	390	600
	第3段階①	・前年の合計所得金額、 課税年金収入額、非課税 年金収入額の合計が 80 万 円超 120 万円以下の人 ・預貯金等 550 万円 (夫婦は 1,550 万円) 以下	多床室	370	650	1,000
	第3段階②	・前年の合計所得金額、 課税年金収入額、非課税 年金収入額の合計が 120 万円超の人 ・預貯金等 500 万円 (夫婦は 1,500 万円) 以下	多床室	370	1,360	1,300
上記以外の方(第4段階) 負担限度額なし				610	1,800	1,800

医療法人社団 久誠会
三浦老人保健施設
TEL058-251-9038